

さが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 30 日 園農第 2700 号

令和 5 年 8 月 29 日 園農第 1145 号

令和 6 年 3 月 29 日 園農第 3177 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業所得向上に向けた収量・品質の向上や経営規模の拡大、経営コストの削減など、農業所得の確保・向上ができる園芸農業を確立するため、さが園芸 888 整備支援事業実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け園農第 2699 号。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第 2 に規定する事業実施主体（以下「間接補助事業者」という。）が行う「さが園芸 888 整備支援事業」に要する経費に対し、市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第 2 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

- 2 間接補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 過去に種苗法に関する誓約書（実施要領別紙 E 又はさが園芸生産 888 億円推進事業実施要領（平成 31 年 3 月 7 日付け園第 2349 号）別紙 H）を提出したが、誓約事項に違反した者
- 3 間接補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。
- 3 第 1 項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。
- 4 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に掲げる間接補助事業費の30%以内の増減及び事業実施主体の変更以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付)のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や3者以上による見積合わせを実施して業者を決定すること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第7条に規定する財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。
- (7) 規則第22条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(2)から(7)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(2)から(7)まで及び佐賀県ローカル発注促進要領の中で「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

ウ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

エ 間接補助事業者が、第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項ウの規定を準用することがあること。

オ 第7条の規定に準じて財産処分の制限を付すこと。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。なお、補助事業者は実績報告書の提出に当たって、原則として現地確認を行うものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、事業実施主体毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受け

てこれを返還しなければならない。

- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了日から1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日（第6条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付された場合は、翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 5 規則第12条第1項後段に規定する年度終了実績報告書は、様式第7号のとおりとする。
- 6 前項の年度終了実績報告書の提出期限は、翌年度の4月30日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付）

第6条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。なお、補助事業者は概算払請求に当たって、原則として現地確認を行うものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号又は第5号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第7条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。ただし、長寿命化対策を実施した施設・機械等については7年とする。

- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得価額が10万円以上の財産とする。
- 3 規則第22条第3号に規定する財産は、実施要領に規定する園芸振興において政策的に特に必要な資材等とする。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和5年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月29日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表1

対象経費	補助率及び補助金上限額
<p>間接補助事業者が、本要綱及び実施要領に基づいて行う事業に要する経費（以下「間接補助事業費」という。）に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費とする。</p>	<p>1 事業実施主体当たりの補助金上限額は、1 受益農業者当たり3,000 万円／年度（事業区分4（1）のうち、実施要領別表7-2の区分①、②及び③を整備する受益者に限り、3,900 万円／年度）として全ての受益農業者分を合計した額とする。</p> <p>ただし事業区分2のうち早急に整備が必要と特に知事が認める事業実施主体については、補助金上限額の別枠とする。</p> <p>また、事業区分4の（1）に取り組む場合、実施要領別表7-2区分④について、さが園芸 888 運動園芸団地構想策定要領（令和5年6月23日付園農第649号）に基づき、農林水産部長に承認された園芸団地構想に定める1地区当たり1,000万円を上限の別枠とする。</p> <p>なお、井戸の整備については、1基当たり補助金上限額100万円とする。</p>
<p>事業区分</p>	<p>-</p>
<p>1 ステップアップ 経営者育成対策</p>	<p>対象経費の5/6以内、又は間接補助事業費の1/2以内のいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、実施要領別表7-1区分③のうち「根域制限栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の5/6以内、又は間接補助事業費から120万円/10a（間接補助事業者が第3条2の消費税相当額の減額を行う場合は109.1万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の1/2以内のいずれか低い額とする。</p> <p>また、実施要領別表7-1区分③のうち「V字ジョイント栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の5/6以内、又は間接補助事業費から80万円/10a（間接補助事業者が第3条2の消費税相当額の減額を行う場合は72.8万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の1/2以内のいずれか低い額とする。</p>
<p>2 新規就農者育成 対策</p>	<p>対象経費の5/6以内、又は間接補助事業費の1/2以内のいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、実施要領別表7-1区分③のうち「根域制限栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の5/6以内、又は間接補助事業費から120万円/10a（間接補助事業者が第3条2の消費税相当額の減額を行う場合は109.1万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の1/2以内のいずれか低い額とする。</p> <p>また、実施要領別表7-1区分③のうち「V字ジョイント栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の5/6以内、又は間接補助事業費から80万円/10a（間接補助事業者が第3条2の消費税相当額の減額を行う場合は72.8万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の1/2以内のいずれか低い額とする。</p> <p>なお、実施要領別表7-1区分⑨のうち「営農開始に必要な生産資材等」については、1受益農業者当たり補助金上限額100万円とする。</p> <p>また、早急に整備が必要と特に知事が認める場合に、低コスト耐候性ハウス（※）の整備に限り、対象経費から間接補助事業費の1/2（国庫要望額。千円未満切り捨て）を減じた額の4/5以内、又は間</p>

	<p>接補助事業費の1/2（国庫要望額以内。千円未満切り捨て）に間接補助事業費の1/5（千円未満切り捨て。1 受益者当たり上限額 3,000 万円）を加えた額以内のいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、当該受益者が実施要領別表 7-1 区分⑨のうち「営農開始に必要な生産資材等」を導入する場合は、対象経費の5/6以内、又は間接補助事業費の1/2以内のいずれか低い額（1 受益農業者当たりの補助金上限額 100 万円）とし、かつ低コスト耐候性ハウス整備にかかる間接補助事業費の1/5をあわせて3,000 万円/年度を上限とする。</p> <p>※産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知。) 共通 2 に定める低コスト耐候性ハウス</p>
<p>3 経営基盤強化対策</p>	<p>対象経費の 10/13 以内、又は間接補助事業費の 1/3 以内のいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、実施要領別表 7-1 の区分⑨、未来につながるが中山間プロジェクト推進要綱（令和 5 年 3 月 28 日付農企第 1563 号。以下同じ。）に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 に規定する対象地域内のうち、市町内（※ 1）に存在する協定農用地（※ 2）の標高以上に位置する田・畑。以下同じ。）に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等については、対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費の 1/2 以内のいずれか低い額とする。</p> <p>なお、中山間地域等の農用地とそれ以外の農用地を受益とし、当該農用地で一体的に利用する機械を整備する場合であって、その受益面積の過半が中山間地域等の農用地である場合も、ただし書きによる補助率を適用する。</p> <p>※ 1）令和 5 年 4 月 1 日時点の市町 ※ 2）中山間地域等直接支払制度における協定農用地（現対策の協定農用地に限る）</p> <p>また、実施要領別表 7-1 区分③のうち「V 字ジョイント栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 10/13 以内、又は間接補助事業費から 110.8 万円/10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 100.8 万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 1/3 以内のいずれか低い額とする。</p> <p>未来につながるが中山間プロジェクト推進要綱に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等に整備する場合は、対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費から 80 万円/10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 72.8 万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 1/2 以内のいずれか低い額とする。</p>
<p>4 園芸産地育成対策</p> <p>(1) 園芸団地整備対策 (2) 効率的な露地野菜集出荷対策</p>	<p>対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費の 1/2 以内のいずれか低い額とする。</p> <p>なお、(1) のうち実施要領別表 7-2 の区分①、②、③及び④のうち農機具格納庫、受電設備等については、対象経費の 13/15 以内、又は間接補助事業費の 13/20 以内のいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、実施要領別表 7-2 区分③のうち「根域制限栽培施設」を</p>

	<p>整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 13/15 以内、又は間接補助事業費から 96 万円/10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 87.3 万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 13/20 以内のいずれか低い額とする。</p> <p>また、実施要領別表 7-2 区分③のうち「V字ジョイント栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 13/15 以内、又は間接補助事業費から 64 万円/10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 58.2 万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 13/20 以内のいずれか低い額とする。</p> <p>また、(2)においては、対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費の 1/2 以内であって、受益面積 1 ha 当たり 300 万円又は 1 集荷システム整備計画当たり 3,000 万円のいずれか低い額とする。</p>
--	---

(注) 補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。

(様式第1号)

番
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町)の長 氏 名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおりさが園芸 888 整備支援事業を実施したいので、さが園芸 888 整備支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びさが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

3 事業の効果

4 経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する(し た)経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			県費補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
さが園芸 888 整備支援事業費						
計						

5 事業完了(予定)年月日

6 収支予算(精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
市町費					
計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
さが園芸 888 整備支援事業費					
計					

7 予算議決(又は予算議決予定)年月日

8 添付書類

(1) 市町の補助金交付に関する規程又は要綱(変更承認申請書、実績報告書には不要)

(様式第2号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町)の長 氏 名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業について、下記により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円
の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及びさが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(注1) 金額の変更がない変更申請の場合は、[] の部分は削除すること。

(注2) 記以下は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を() 書きで上段に記載すること。

(様式第3号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町)の長 氏 名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及びさが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

(注1) 記以下は、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。

(注2) 精算払で請求する場合及び概算払を完了見込みで請求した場合には、別紙2「さが園芸 888 整備支援事業完了確認書」を添付すること。

(様式第4号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町)の長 氏 名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳 確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

(注1)「精算払」で交付する場合の様式である。

(注2)別紙1「市町補助金請求一覧表」を添付すること。

(様式第5号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町)の長 氏 名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度さが園
芸 888 整備支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさが園
芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳 交付決定額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

(注1)「概算払」で交付する場合の様式である。

(注2)別紙1「市町補助金請求一覧表」及び別紙2「さが園芸 888 整備支援事業完了(見込み)確認書」を添付すること。

(注3)完了見込みで請求する場合は、実績で変更がないように十分に確認すること。

(様式第 6 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町)の長 氏 名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度さが園
芸 888 整備支援事業費補助金について、さが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 3 項の
規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第 13 条に基づく確定額
(〇〇 年 月 日付け 第 号による 金
額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(別紙1)

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費 市町補助金請求一覧表

(市町名：)

事業実施 主体名	品目名	事業内容	事業量	総事業費 (円)	負担区分			事業 完了の 有無	交付決定額 (円) ①	交付済額 (円) ②	今回請求 額 (円) ③	残額 (円) ①-(② +③)
					県費補助金 (円)	市町費 (円)	その他 (円)					
合計	-	-	-					-				

- (注1) 本表は、全ての事業実施主体毎に記入すること。
- (注2) 事業完了確認に伴い、補助金の変更承認申請を要さない軽微な変更により総事業費等が変更となった場合は、補助金交付申請額を()で上段に、変更後の額を下段に記載すること。
- (注3) 事業完了の有無の欄は、補助金交付請求書提出日までに事業完了確認(見込みを含む)ができた事業実施主体には「○」を、確認できていない事業実施主体には「×」を記入すること。

(別紙2)

さが園芸 888 整備支援事業完了（見込み）確認書

事業実施主体名			
事業内容			
事業量			
総事業費	円		
補助事業に要した経費	円	うち県費補助金	円
現地確認日	年	月	日
書類確認日	年	月	日
確認した証拠書類名 (□を■にする)	契約書	<input type="checkbox"/>	
	請求書	<input type="checkbox"/>	
	納品書	<input type="checkbox"/>	
	出来高設計書	<input type="checkbox"/>	
	(完了見込みの場合)		
	工事工程表	<input type="checkbox"/>	
検査所見			
立会者	所属	氏名	
〇〇	年	月	日
検査確認者	職名	氏名	
(市町職員)			

(注) 立会者は請負業者等の立合があった場合のみ記入

(様式第7号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町)の長 氏 名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金年度終了実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業の〇〇 年度における実績について、佐賀県補助金等交付規則及びさが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	収入済額	繰越額	備考
県費補助金				
市 町 費				
計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	支出済額	繰越額	備考
さが園芸 888 整備支援事業費				

2 事業完了予定年月日

3 事業計画

(注1) 2の事業完了予定年月日は、変更後の事業完了予定年月日を記載すること。

(注2) 3事業計画は、補助金交付申請書の2事業計画に準じて作成すること。

(注3) 事業が完了した事業実施主体の補助事業について、完了見込みで概算払により当該補助金の交付を受けている場合は、別紙2「さが園芸 888 整備支援事業完了確認書」を添付すること。